

令和8年第8回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和8年5月1日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 政策会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後3時50分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員、春日井 敏之委員及び川上 泰彦委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学事課長	蛭子 元春
社会教育部長	藤田 裕之	教育環境整備課長	三浦 庸平
管理部次長	廣瀬 義則	学校教育課長	三木 健太郎
学校教育部次長	三ヶ尻 桂子	学校教育課長	河合 晋一
学校教育部次長	中井 慎一郎	学校教育課副課長	大善 雄
		教育企画課係長	樋口 愛介
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第8号 損害賠償の額の決定について意見を申し出ることについて
議案第9号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて
議案第10号 和解することについて意見を申し出ることについて
報告事項 令和7年（2025年）度 3月における宝塚市立学校の「いじめ事案」及び令和7年度「いじめ事案」の総括について
報告事項 学校給食の管理に関する規則の改正について

会議の概要

開会 午後 2 時 00 分

赤井教育長

それでは、令和 8 年第 8 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。
本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

廣瀬次長

傍聴希望者はいらっしゃいません。

赤井教育長

本日の署名委員は松浦委員です。よろしくお願いします。
本日の付議案件は、議決事項 3 件、議決事項以外の案件 2 件です。
それでは、進行について事務局から説明をお願いします。

廣瀬次長

本日の付議案件は、議決事項 3 件、議決事項以外の案件 2 件です。
案件は、議案第 8 号 損害賠償の額の決定について意見を申し出ることについて、議案第 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、議案第 10 号 和解することについて意見を申し出ることについて、報告事項 令和 7 年（2025 年）度 3 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」及び令和 7 年度「いじめ事案」の総括について、報告事項 学校給食の管理に関する規則の改正について、です。

審議の順としましては、議案第 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、報告事項 学校給食の管理に関する規則の改正について、議案第 10 号 和解することについて意見を申し出ることについて、議案第 8 号 損害賠償の額の決定について意見を申し出ることについて、報告事項 令和 7 年（2025 年）度 3 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」及び令和 7 年度「いじめ事案」の総括について、の順でお願いします。

議案第 8 号、議案第 10 号、及び「いじめ報告」につきましては、個人に関する内容を含むため、非公開でお願いします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、議案第 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

三浦課長

それでは資料 3 ページからになります。

議案第 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和 8 年 6 月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長に意見を申し出るものです。

次ページの新旧対照表をご覧ください。

本市では、宝塚市教育環境審議会及び宝塚市幼稚園教育審議会を設置し、それぞれの教育環境について審議を行っていますが、少子化の進行や教育ニーズの多様化を背景に、市立学校園全体の教育環境を一体的に検討する必要性が高まっています。また、適正規模・適正配置の取組においても、市立幼稚園と学校施設が隣接していることもあり、公共施設の複合化の観点からも一体的な検討が必要です。

このため、就学前から義務教育まで一貫した視点で教育環境を総合的かつ効率的に審議する体制を整備するため、幼稚園教育審議会を廃止し、その機能を教育環境審議会に統合するとともに、同審議会の所掌（しよしょう）及び委員構成の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

委員構成の見直しについてですが、就学前教育に関する専門的知見を十分に確保できるよう、知識経験者を 3 人以内から 4 人以内に、幼稚園長及び保育所長を 1 人ずつ加えた計 14 人以内にするものです。

提案理由の説明は以上です。

赤井教育長

ありがとうございます。それでは、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

石井委員

2 点ありますが、現行では知識経験者が合計 6 名いらっしゃるのが 4 名になるということで、今いらっしゃる 6 名の方々がどういった方々なのかっていうのを教えていただきたい。あと、公募による市民がそれぞれ 2 名ずつということなのですが、これ多分公募のやり方というか論文、レポートか何かだと思うのですが、その辺りの内容がどういう風になるのか、今回審議会が一本化された場合に、そこをお伺いできればと思うんですが。

三浦課長

知識経験者の内訳は、今現在 3 名という形になっています。

石井委員

教育環境と幼稚園と、それぞれです。

三浦課長

まず教育環境は、まちづくり、都市計画に関する方と、あとは子育て、教育に関する方で 2 名、3 名を依頼しており、教育に関する方が 2 名と都市計画とまちづくりに関する方の 1 名の計 3 名からになっております。

高田部長

幼稚園は、教育関係の大学の先生 3 人です。

石井委員

これ、どういうイメージで 4 人に集約されるイメージですか。

高田部長

幼稚園の大学の先生関係を 1 人加えて、幼稚園は集中審議するときには補充委員としてさらに加えることができますので、テーマによって、そういう項目があるので、そこにさらに 2 人入っていただく。

石井委員

なるほど。専門家の方の畑が違いうだろうなと。わかりました。

三浦課長

はい、ホームページで今回、市民公募しまして、3 月に委嘱をしましたが、その時のテーマが、「学校の適正規模、適正配置」をテーマに小論文を書いていただいて、そこで先行して就任をいただいたという形になります。

高田部長

統合後にはどうするかですね。

三浦課長

統合後には、就学前教育と義務教育を一体的に考えた形で、教育のあり方とかですね、そういったところ、義務教育だけじゃなくて、就学前教育にも含めたような論文を書いていたき、採用、委嘱していきたいなと思っております。

ただ、任期が 2 年で、先月 3 月に委嘱したばかりで、次、委嘱するとすれば 2 年後になりますが、また 2 年後の委嘱の時に、就学前教育のことも含めた書類を書いていただこうと思っております。

高田部長

実は、早い時期に幼稚園の関係の審議をしていただく予定ですので、ここも、要するに市民公募的な人はいませんので、関係機関なのか PTA なのか、いわゆる就学前の保護者を対象とした補助委員を入れて、7 月、8 月ぐらいに審議していただくための会議を開いていこうと思っています。

それから、この委員会、補助委員を入れることができるような仕組みを作っておりますので、随時、そのテーマによって欠けている代表の方なんかを、別途追加で専門の方に入ってもらえるようにはしています。

これ、学校のいろんな議論をするときに、地域性とかある場合にはその地域の方を呼んだりすることで、非常に柔軟性を持たせた審議会です。こうした幼稚園のテーマを扱うときでも柔軟に委員の選任ができるような、そんな仕組みは残したまま統合していこうという風に考えています。

石井委員

そうですね。これ、公募市民が未就学児の方いらっしゃらないので、補助委員っていう形で保護者が審議に入ってもらえるのであれば良いと思います。

わかりました。

赤井教育長

他に何か質問等ありましたらお願いします。

委員

(なし)

赤井教育長

よろしいですか。

それでは、議案第 9 号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについては、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、報告事項、学校給食の管理に関する規則の改正について、担当課より説明を

お願いします。

蛭子課長

学事課より学校給食費の管理に関する施策の改善についてご報告させていただきます。

令和 8 年度の学校給食費について、国の実施する施策である学校給食費の抜本的な負担軽減により小学校の学校給食費における保護者負担が大幅に軽減されること及び、令和 8 年度は国施策の対象とならない中学校給食費について、昨年度から引き続き国の物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の一部軽減を図ることと合わせて直近の物価高騰の状況を鑑み、令和 8 年度の学校給食費及び保護者負担額を改定するため、学校給食の管理に関する規則の一部を改正します。

また、県より特別支援学校の小学部に在籍する児童に対する学校給食費の抜本的な負担軽減事業の適用についての考え方が示されたことを受け、特別支援学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費及び保護者負担額も合わせて改定します。

参考資料の方、ご覧いただいてもよろしいでしょうか。

まず、学校給食費の抜本的な負担軽減についてですが、令和 5 年度の全国の学校給食費にかかる実態調査における平均額 4,700 円に、近年の物価上昇した 500 円を上乗せした 5,200 円を 1 月の基準額とし、これに給食実施件数である 11 カ月をかけた年間 5 万 7,200 円というのが、児童 1 人当たりの補助額ということで設定されております。

これを、本市の小学校の年間の最大給食実施回数である 180 回で割った金額である 317 円が 1 食あたりの補助額となるということになります。

なお、特別支援学校の小学部に在籍する児童につきましては、1 月当たりの基準額が 6,200 円と高めに設定されておりますので、年間で 6 万 8,200 円の補助ということになります。

これを、年間の最大給食実施回数である 180 回で割った金額である 378 円が、特別支援学校小学部の児童の 1 食あたりの補助額ということで考えます。

また、令和 8 年度は国の政策の対象とならない中学給食費について、昨年度から引き続き、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を今年度 55 円活用することで、保護者負担の一部軽減を図ることとしております。

令和 8 年度の学校給食費につきましては、質の向上のため、今年度の小学校給食費で、昨年度の給食費である 325 円に 22 円を上乗せした 347 円、中学校で、昨年度の給食費である 375 円に 25 円上乗せした 400 円という形で設定しております。

これは先ほど述べました、国の給食費の抜本的な負担軽減により、小学校で 317 円を減額、国の物価高等対応重点支援地方創生臨時交付金により中学校で 55 円の減額をそれぞれ行い、小学校の保護者負担額は 30 円、中学校の保護者負担額は 345 円としております。

なお、特別支援学校の小学部に在籍する児童につきましては、小学校の 347 円の給食費と同額になりますので、これに対して補助額が 378 円で、現行の給食利用が上回ることから、保護者負担額は 0 円となります。

中学部、高等部、特別支援学校の中学部、高等部に在籍する児童につきましては、小学校と同様に 347 円の給食費で設定されておりますけれども、こちらは国の負担軽減事業の対象となりませんので、国の物価高騰交付金の 55 円を差し引いた 292 円を保護者負担額として、この 4 つの分類について議案のとおり規則改正を行っております。

昨年度の 1 月 30 日の教育委員会において、給食費に関する規則改正の報告をさせていただきましたが、その時点では、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童に対する給食費の抜本的な負担軽減事業の適用に関する考え方が示されておりましたので、特別支援学校の給食費に関する規定を改定できていなかったことから、今回、国の考え方が示されたことを受けまして、改めて特別支援学校に在籍する児童生徒の給食費も含めた改定を行いましたので、再度ご報告させていただくものです。

なお、本規則は市規則であるため、事務手続き上は教育委員会の会議の議決を経ることなく市の総務課に改正依頼を行うものでございますけれども、子どもたちや保護者への影響が大きい内容であることから、報告させていただいております。

学事課からの、給食費にかかる規則改正に関する説明は以上でございます。

赤井教育長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

石井委員

物価高騰と認識していたのですが、これは質が上がるのですか。

4 ページ目、質の向上でプラス 22 円と 25 円と記載されています。

蛭子課長

実際、昨年度、11 月から国の追加の交付金を使い、一定、質の向上と物価高騰の対応ということで給食費を大幅に値上げしたところです。そこから令和 8 年度については、質の向上分として今回給食費を上乗せさせていただく形で改定しています。

石井委員

質というのは、具体的に何が上がりますか。

蛭子課長

メインで上がるのは、例えば今まで鶏肉しか使えていなかったものが、豚肉、牛肉に変わるということが一部あります。基本的には、魚介類の使用というのが今までなかなかできていなかったところが多めに使ったり、あるいはデザートに当たる果物関係で、ビタミンの摂取を考慮して、今後は多めに第 3 品として使っていくような形で、今献立の方は検討しています。

石井委員

その内容はどこかで、リリースされているんですか。

高田部長

保護者通知の中には記載しています。それと、この 5,200 円という国の金額の設定ですけども、去年の学校給食費、全国で調査した時が 4,700 円程度だったものが、翌年度の給食費設定額として物価高騰はこの程度上がるだろうということを見込んだ上で、4,700 円を 5,200 円にして 11 か月分にしてくれています。基本的にはこの 5,200 円の中に、物価高騰分はおおむね含められていると考えています。あと、市が上乘せする分については、質をしっかりと上げていかないといけないため、今課長が説明したように、小魚関係を中心として、かつて使っていたけど使えなくなってきた食材を、再度復活して使っていこうとするのにこの 22 円を充てます。ただ、予想以上に物価が上がっていますから、実際は物価に追いつくという要素が非常に高いのですけども、この議論していた時からアメリカ・イラン戦争の関係もあって、今ではだいぶ物価が上がっています。

石井委員

そうですね。いや、書き方が気になったので。

高田部長

このプランを作った時には、22 円の増額は 1 月の質の向上のためでしたが、今は物価が相当上がっています。

石井委員

これは、案内済みですか。

高田部長

3 月、4 月には案内済みです。

蛭子課長

3 月の頭頃に、各保護者には通知させていただいています。

石井委員

でも、実際質が上がってない、とされると不本意ですもんね。

高田部長

4 月以降ですね、物価が上がった分っていうのはなかなかしんどい部分もあります。ただ、昨年の 11 月以降、相当交付金を投入しましたので、そこは保護者からも給食は明らかに変わったというお話をいただいています。

この 4 月以降、この 22 円分の質の変化っていうのはご意見としては十分に拾えていません。まだ今年度は給食が始まって 1 ヶ月ですので、少しその辺は様子を見ながら考えていきたいと思っています。

それと、317 円っていうのは、総給食数で割っていますが、実態としてはもう少し使えます。

国の基準は、5,200 円×11 か月×5 月 1 日現在の児童生徒数分です。

そこには不登校の数も入っていますし、給食 180 回は実際ありません。校外活動へ行って給食を摂らない日もあり、もう少し、25 円分ぐらいは質の向上で使えるだろうと見込んでいます。

石井委員

なにかしらね、アピールの場があればいいですが。まだ魚介もフルーツも、給食では使っていないですか。

高田部長

いや、4 月には魚関係は、入ってきていますね。

赤井教育長

去年の 11 月から実施していますね。

高田部長

去年の 11 月からフルーツも増えてはきています。できたらさらに今回、5 月か 6 月あたりに増やしていこうということです。今は「すぐーる」使えますから、紙回収するという手間なくアンケートせずに意見が取れますので。給食アンケートを取って、直接全ての保護者や子どもから意見を聞くような機会を作ってみたいな、と思っています。

また、その原案ができたら皆さんにも見ていただいて、その後「すぐーる」で配信して、意見集約をしていきたいと思います。それを給食の価格に反映していきたいと考えています。

石井委員

わかりました。

赤井教育長

他にご質問ありますか。

春日井委員

結局、去年までの給食費の保護者負担と比べれば、今回の改定によって保護者負担は減るという理解でいいですか。

負担が減って、なおかつ質は上がったということですね。

蛭子課長

小学校につきましては、国の施策の影響もあり、昨年度 230 円の保護者負担額が 30 円に下がりますので 1 食あたり 200 円保護者負担の減額になった上で質が向上しているという形になります。ただ、中学校につきましては、昨年度まで 270 円で、残りの分は物価高騰の対応の交付金を使っていましたが、今年度は 345 円の保護者負担となっておりますので、実態として 1 食あたり 75 円の保護者負担増となります。

次年度以降、中学校も国の負担軽減の対象になるということであれば、この辺りも負担軽減していけるのではないかと考えています。

ただ、今年度に関しましては対象外となりますので、一部この物価高騰の交付金使って負担軽減を行う状況でございます。

春日井委員

わかりました。

高田部長

小学校で大体 1 ヶ月あたり 4,000 円ぐらいが減額なりますね。

中学校は逆に 1,500 円ぐらい負担増になります。

春日井委員

それはとりあえず、小学校から先立って給食費のいわゆる無償化に踏み切ったってことですよね。

高田部長

はい。

赤井教育長

他に何かご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、この件は以上とします。

続きまして、先ほど事務局からありましたように、これからの議題については非公開とな

ります。

それでは、議案第 10 号 和解することについて意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開案件の審議あり】

赤井教育長

続きまして、議案第 8 号 損害賠償の額の決定について意見を申し出ることについて、担当課より説明をお願いします。

【非公開案件の審議あり】

赤井教育長

それでは、続きまして、報告事項 令和 7 年（2025 年）度 3 月における宝塚市立学校のいじめ事案及び令和 7 年度いじめ事案の総括について、担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

本日の予定案件は以上ですが、他にご報告いただくことがありますか。

飯田課長

他に案件はございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会定例会は以上といたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 3 時 50 分 —————